児童ポルノの排除に向けたワーキングチームの設置について

児童ポルノ事犯の特質

製造時に、強姦、強制わいせつ等の性犯罪や 性的虐待を伴うことが多い。

デジタル機器、インターネット等の発達に より作成・流通が容易。

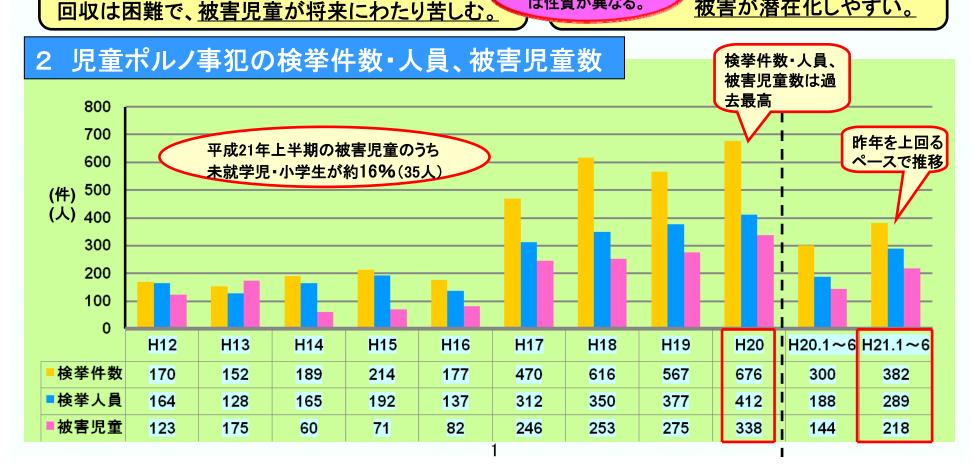
重大な犯罪、人権侵害との国際的

インターネット上に流出すれば

な認識

大人のポルノと は性質が異なる。

被害申告がされにくく、 被害が潜在化しやすい。



3 国際的な気運の高まり

児童ポルノ対策の緊急性・重要性については、様々な国際会議において文書で確認。

2000年(H12) 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条 約の選択議定書

2001年(H13) 第2回児童の性的搾取に反対する世界会議(横浜会議)

2007年(H19) 児童ポルノとの国際的闘いの強化に関する G8司法・内務大臣宣言

2008年(H20) G8司法・内務大臣会議総括宣言(児童の 性的搾取との闘い) **G**8で 3年連続言及

2008年(H20) 第3回児童の性的搾取に反対する世界会議(リオデジャネイロ会議)

・ 各国に対し、性的搾取(児童ポルノ、児童人身取引、児童買春)を防止・根絶するための国内行動計画の策定を要請 (我が国には、人身取引対策の国内行動計画はあるが、児童ポルノ対策の国内行動計画は、現在、存在しない。)

2009年(H21) 児童ポルノ犯罪者によって脅かされる児童に対する 危険性に関するG8司法・内務大臣宣言(暫定訳)

G8で児童ポルノに特化した宣言が採択

4 現状と今後の課題

現状

- ① 検挙件数・人員、被害児童数は増加し続けており、多数の被害児童が潜在化している可能性が高い。
- ② ファイル共有ソフトの利用拡大が、インターネット上での拡散を助長。
- ③ 児童を性的対象とみる風潮が蔓延し、国民の間には児童ポルノの深刻さの認識が不足。 (児童への強制わいせつ・強姦等を伴う画像が流通、親が子の児童ポルノを撮影・販売した事例が発生)
- ④ インターネットの危険性等について児童の認識も不足。 (携帯電話を利用し、児童に自らの裸体を撮影させ送信させた事例も多発)

- 犯罪の取締りだけでは児童ポルノを排除することは困難
- 〇 欧米のように被害児童の低年齢化や残虐な事犯が増加する懸念

児童ポルノの排除には・・・

関係省庁が連携し、

- 〇「児童ポルノは絶対に許されない」という国民意識の醸成
- 〇 製造、流通の各段階における被害・流通防止対策の推進
- 〇 被害児童支援の推進
- 〇 児童ポルノ事犯の取締り強化

を行うことが必要。